

医政地発0218第2号
平成27年2月18日

各検体測定室 運営責任者 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

検体測定室の自己点検結果と今後のガイドラインの運用について

検体測定室については、「検体測定室に関するガイドラインについて」(平成26年4月9日医政発第0409第4号厚生労働省医政局長通知。以下「ガイドライン」という。)に基づき、運用されているところであるが、一部の検体測定室においてガイドラインを遵守していない事例が確認されたことから、「検体測定室において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」(平成26年10月21日医政地発1021第4号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を発出し、検体測定室における衛生管理の徹底を特に求めるとともに、ガイドラインの遵守状況に関する自己点検を依頼したところである。

この度、別添1のとおり取りまとめた検体測定室の自己点検の結果を公表するとともに、当該結果を踏まえ、今後、一層の衛生管理の徹底等を促進するため、ガイドラインの運用に関して、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 自己点検結果の概要

自己点検を依頼した検体測定室数	691件
・ 自己点検を実施したもの	454件 (65.7%)
うち、ガイドラインを遵守していない事項 があったもの	68件 [15.0%]
※ 穿刺器具についてディスポーザブルであるものの、針とその周辺 部分を交換するものを使用していたり、衝立の設置が不十分なもの があった。	
・ 開設を準備中のもの	125件 (18.1%)
・ 休廃止の手続を実施したもの	111件 (16.1%)
・ 未提出	1件 (0.1%)

2 自己点検により明らかになった課題

(1) ガイドラインを遵守していない事項のある検体測定室が68件(1

5%)あった。

(2) 開設を準備中の検体測定室が125件(約18%)あった。

3 今後のガイドラインの運用

検体測定室の運営に当たっては、上記2の課題を踏まえ、今後、一層の衛生管理の徹底等を促進するため、ガイドラインの運用に関して、次のとおり取り扱うこととする。

(1) ガイドライン遵守の促進(2の(1)の課題への対応)

自己点検では、ガイドラインを遵守していない事例が確認されたが、特に器具全体がディスポーザブルな穿刺器具の使用や固定された衝立等による設置場所の明確な区分等は、血液に起因する感染を防止するために重要であることから、引き続き実施に努めること。

また、地域の医療機関に協力依頼を行っていない検体測定室が確認されたが、受検者の急変時の対応や健康診断等の受診勧奨を確実に実施する上で、地域の医療機関等の理解と協力が重要であるため、事前の協力依頼や連携体制の構築を徹底すること。

このほかにも、自己点検の実施は、衛生管理の徹底等に一定の効果が認められたことから、引き続き、検体測定室の自己点検を進めることとする。

今後、新たに開設する検体測定室を含めて自己点検を実施していない施設については、運営開始後1か月の実績を基に、速やかに自己点検(別添2)を実施の上、運営開始後40日以内に当課の専用メールアドレス

(k-sokutei@mhlw.go.jp)あてに報告すること。

なお、自己点検の結果、改善が必要な場合や、当該結果を提出しない場合には、引き続き、指導等を行うこととする。

(2) 開設の届出等の取扱い(2の(2)の課題の対応)

開設の届出をしても長期にわたり運営を開始しない事例があったことから、検体測定室を開設しようとする者は、運営開始の準備が整った後に開設を届け出ること。

また、運営開始後3か月を超えて業務を行わない場合は、休止ではなく廃止として取り扱うこととする。ただし、現時点で検体測定室の開設を届け出ており、開設を準備中の検体測定室については、この通知の発出後3か月を超えて運営を開始しない場合には、廃止として取り扱うこととする。

このため、これらに該当する場合には、検体測定室の廃止を届け出ること。

なお、これまで各種の届出等に当たっては、主にファックス等が利用されているところであるが、届出後の円滑な連絡体制を確保する観点から、今後は、原則、電子メールにより届出等を行うこと。